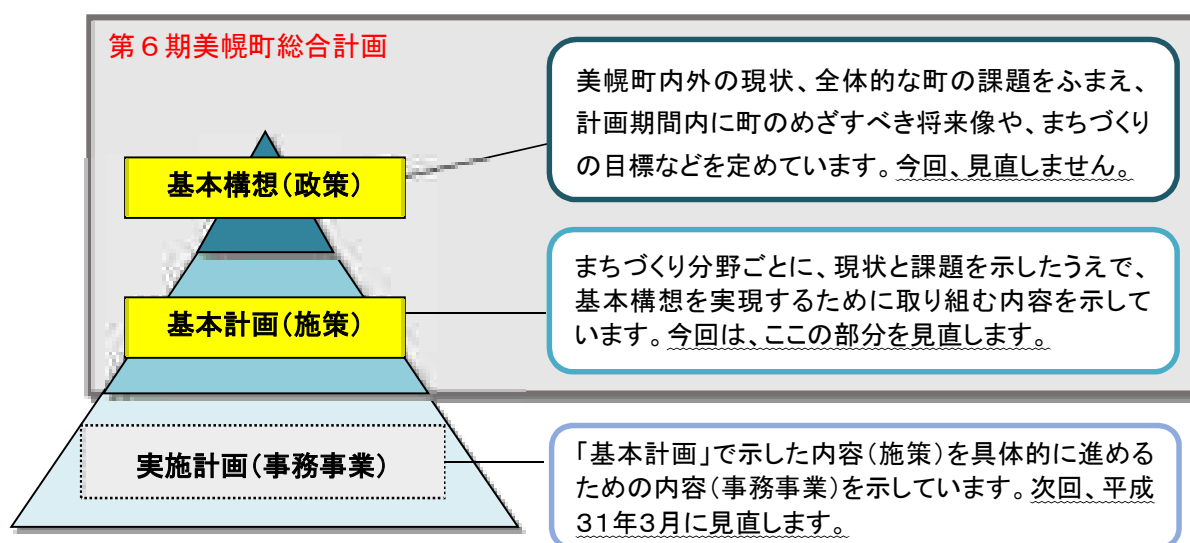


第6期美幌町総合計画基本計画（前期）の評価及び基本計画（中期）の策定について

第6期美幌町総合計画の計画期間は、平成28年度から平成38年度までとなっており、平成30年度で基本計画（前期）の期間が終了することに伴い、基本計画（中期）（平成31年度～平成34年度）を策定いたします。

策定に当たっては、進捗状況の確認及び効果検証結果を反映した計画とするため、基本計画（前期）の評価を実施し、基本計画（中期）を作成します。

1 総合計画の体系



2 基本計画（前期）の評価及び基本計画（中期）の策定

(1) 基本計画（前期）の評価（進捗状況及び達成度）について

基本計画（中期）の策定に当たり、基本計画（前期）に掲載されている施策及び事務事業について進捗状況及び達成度を評価しました。

(2) 基本計画（中期）の策定について

評価結果や新たな課題・問題を踏まえ施策を見直し、第6期美幌町総合計画基本計画（中期）素案を作成しました。

3 美幌町総合計画審議会の役割について

美幌町総合計画審議会の役割は、美幌町附属機関に関する条例第3条に基づき、町長の諮問に応じて、美幌町総合計画について審議し、意見を述べることとなっています。

第1回美幌町総合計画審議会では、町長から皆様に委嘱状を交付し、第6期美幌町総合計画、審議会の役割についてなどの全体的な説明を行います。

第2回美幌町総合計画審議会では、町長から基本計画（中期）について諮問いたします。諮問を受けてから、審議会委員の皆様には「総務・教育」「民生」「経済・建設」の分野別に3部会に分かれて審議をお願いする予定です。

審議に当たっては、同封の「第6期美幌町総合計画」のほかに、後日配付させていただく資料を使用しますので、審議会の際にご持参ください。

4 報酬の支払いについて

会議に出席していた場合、美幌町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、1回につき5,600円の報酬をお支払いいたします。

報酬は、口座振替といたしますので、これまで町から口座振込で報酬を受け取ったことが無い方は、同封の「総合計画審議会委員報酬支払先口座連絡票」及び「個人番号カードまたは通知カード」を審議会の際にご持参ください。